

2015年4月9日
全国港湾14発第99号

四役・中央執行委員
各 単組委員長 殿
地区港湾議長(委員長)

全国港湾労働組合連合会
中央執行委員長 糸谷 欽一郎



公文第95号(4月2日付)に基づく実力行使の解除について

4月9日(木)に開催した第6回中央港湾団交で、日港協は「産別最賃を4,000円(2.5%)アップして、164,000円とする」、「港湾年金制度につて、離職後15年の有期支給に向け労使政策委員会で協議する。実施時期は2015年4月1日とする」と回答した。

組合はこの回答を受けて、協議した結果、3月25日以来、求めて来た要求が大筋認められたとして、13時40分に妥結し、合わせてスト解除を確認した。

糸谷委員長は、4月5日の行動を一糸乱れず取り組んだ団結力が、この回答を引き出した。残された諸課題は、引き続き取り組むとした。

なお、中央闘争委員会は産別スト体制は一旦解除したとはいえ、今後の各単組の賃上げ交渉が前進しない、あるいは港湾相場を下回るような場合は、産別の総力を挙げてサポートすると共に、場合によっては産別のストライキを再構築することを確認した。

中央闘争委員間は、4月5日(日)の24時間ストに取り組み、単組・地区港湾で奮闘された全国の組合員のみなさまに感謝する。

つきましては、各単組・地区港湾は、中央闘争委員会の確認に基づき、下記の取り組みを進められたい。

記

1. 公文第95号に基づく実力行動4月12日(日)の就労拒否並びに荷役阻止の指示について、4月9日(木)13:40をもって解除する。各単組・地区港湾は、スト解除について内部周知を徹底されたい。
2. 単組の賃上げ交渉如何によっては、産別闘争体制を再構築するので、各単組・地区港湾は、その準備を整えること。

以上

<添付> 公文98号 実力行使の解除について